



平成28年2月10日

各 位

会 社 名 アークランドサービス株式会社
代表者名 代表取締役社長兼COO 伊藤 永
(コード番号 3085 東証第1部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 玉木 芳春
(TEL. 03-5217-1531)

監査等委員会設置会社への移行及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「監査等委員会設置会社」に移行することを決定し、平成28年3月25日開催予定の当社第23回定時株主総会に定款一部変更議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

構成員の過半数を社外取締役とする監査等委員会を設置することにより、取締役会の監督機能をより一層強化することでコーポレート・ガバナンス体制の更なる充実を図り、経営の健全性と透明性を高めることを目指すものです。

(2) 移行の時期

平成28年3月開催予定の当社第23回定時株主総会において、必要な定款変更についてご承認いただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 定款の一部変更の件

(1) 変更の理由

- ① 監査等委員会設置会社へ移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。
- ② 責任限定契約を締結できる範囲が非業務執行取締役にも拡大されたことに伴い、責任限定契約の対象を拡大すべく所要の変更を行うものであります。
- ③ 上記条文の新設、変更及び削除に伴う条数の変更、字句の修正その他所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

(3) 日程

平成28年3月25日開催予定の定時株主総会に付議し、同日に定款変更の効力発生を予定しております。

以上

現行定款	変更案
<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p>(3) 監査役会</p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>(新設)</p> <p>第15条～第17条 (省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の取締役は10名以内とする。</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 当社の取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 当社の取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② 補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、<u>事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p>第16条～第18条 (省略)</p> <p>第4章 取締役および取締役会ならびに<u>監査等委員会</u></p> <p>(員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は10名以内とする。</p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第20条 当社の取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>② 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>③ 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(任期)</p> <p>第21条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後<u>1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>当社の監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第21条～第22条 (省略)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第23条 当社の取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第24条 (省略)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第25条 当社の取締役に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p>(新設)</p> <p>(報酬等)</p> <p>第26条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>③ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>④ <u>補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第22条～第23条 (省略)</p> <p>(招集通知)</p> <p>第24条 当社の取締役会の招集通知は、<u>各取締役に</u>対し会日の日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の招集通知)</u></p> <p>第25条 当社の監査等委員会の招集通知は、<u>各監査等委員に対し会日の3日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第26条 (省略)</p> <p>(取締役会規程)</p> <p>第27条 当社の<u>取締役会</u>に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、取締役会において定める取締役会規程による。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u></p> <p>第28条 当社の監査等委員会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、<u>監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</u></p> <p>(報酬等)</p> <p>第29条 当社の取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として株式会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により定める。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 27 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外取締役との間に、同法第 423 条第 1 項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役および監査役会</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第 33 条 当社の監査役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議)</p> <p>第 34 条 当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合のほか、監査役の過半数をもって行う。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第 35 条 当社の監査役会に関する事項は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p> <p>(報酬等)</p> <p>第 36 条 監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第 37 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、社外監査役との間に、同法第 423 条第 1 項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(取締役の責任免除)</p> <p>第 30 条 当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、同法第 423 条第 1 項の任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>② 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p style="text-align: right;">(削除)</p>

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第40条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計算</p> <p>第41条～第44条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第5章 会計監査人</p> <p>第31条～第33条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">第6章 計算</p> <p>第34条～第37条 (省略)</p> <p style="text-align: center;">附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p>第1条 当社は、第23回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生以前の行為に関し、<u>会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>第23回定時株主総会終結前の社外監査役(社外監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、同定時株主総会の決議による変更前の定款第37条(監査役の責任免除)第2項の定めるところによる。</u></p>